

ポンプ場管理業務委託仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は門真市（以下「発注者」という。）が発注する「ポンプ場管理業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(届出等)

第2条 受注者は、契約締結後速やかに下記の事項を発注者に届出して承認を受けなければならない。

- (1) 電気及び機械の主任技術者
- (2) 緊急時の連絡先
- (3) 点検計画書及び点検結果報告書の形式

(業務場所)

第3条 本業務を行う場所は、下記のとおりである。

門真市小路町25番18号 外64箇所（別紙位置図参照）

(業務内容)

第4条 ポンプ場及び樋門施設が正常に稼動するように下記の事項を行う。

- (1) 操作盤及び電気関係の整備点検
- (2) ポンプ機器関係の整備点検
- (3) 水位計、電極棒、フロートの整備点検（短絡運転等の防止）
- (4) 毎点検後に、点検結果報告書の提出

(委託期間及び点検回数)

第5条 各ポンプ場及び樋門施設に係る委託期間及び点検回数は下記のとおりとする。

- (1) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (2) 点検回数 2回

(支払方法)

第6条 完了払

(雑則)

第7条 受注者は点検の実施日について、あらかじめ発注者と協議し決定すること。

- 2 受注者は点検後、点検結果報告書を速やかに提出すること。
- 3 受注者は修繕が必要な故障箇所について、点検結果報告書に写真を添付すること。
- 4 受注者は緊急を要する修繕が必要だと判断した故障箇所について、故障が確認できた時点で発注者に報告し、発注者の指示を受けること。
- 5 作業が容易な応急処置については、発注者に連絡し指示をうけて補修すること。緊急時において発注者の指示が受けられない場合においては、後日速やかに報告すること。

(疑義)

第8条 受注者は、この仕様書及びその他疑義が生じた場合には、発注者に協議するものとする。